

| 科目名 | | | 担当教員 | |
|-------------|------|----------|-------------------|------|
| 児童・家庭福祉 | | | 君島 昌志（上）／千葉 伸彦（下） | |
| 科目コード | 科目単位 | スクーリング単位 | 履修方法 | 配当年次 |
| CD2172 | 2 | 1 | RorSR（講義） | 1年以上 |
| 生成 AI 利用レベル | | レポート : C | 試験（スクーリング含む） : C | |



※会場によりスクーリングを別教員が担当いたします（仙台：君島昌志先生、新潟：千葉伸彦先生）。

科目の概要

■科目の内容

本科目では、人権保護や権利擁護といった権利保障の捉え方をふまえて、児童家庭福祉施策の史的展開を学習していきます。具体的には、貧困家庭、要保護児童、ひとり親家庭、障害児、児童虐待対策、DV対策、社会的養護など様々な状況にある児童や家庭について支援について、法律やサービスの枠組みを体系的に学びます。

【スクーリングで学ぶ内容】

児童施策や児童の人権・権利保障の変遷をふまえ、多岐にわたる児童福祉の法制度の体系を学びます。また児童や家庭への支援についての実際を学びます。

【教科書・レポート学習で学ぶ内容】

教科書により児童家庭福祉施策について法律的、制度的枠組みを体系的に学びます。

レポート作成については、児童虐待対応などの重要施策についてはインターネットを活用して近年の現状を把握し、教科書や他の教科書、資料等を活用して、課題に対する解答を論述する。

■到達目標

- 1) 児童福祉や権利保障の歴史をふまえ、我が国の児童家庭施策の全体像を理解しその内容を説明することができる。
- 2) 多岐にわたる児童に関する法律や制度を把握し、ソーシャルワークにつながる知識を体系的に説明することができる。
- 3) 児童や保護者への支援の実際を理解しながら、児童福祉分野の専門職、専門機関の役割や機能を説明することができる。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「倫理的実践力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価 50%+スクーリング評価 or 科目修了試験 50%

■教科書・参考図書

【教科書】

福祉臨床シリーズ編集委員会編『新・社会福祉士シリーズ 15 児童・家庭福祉【第2版】』弘文堂、2025年
(最近の教科書変更時期) 2025年4月
(スクーリング時の教科書)【各会場共通】上記教科書は必ず持参してください。参考資料として使用します。旧教科書を所持している場合でも受講に支障がないよう資料などを配付します。

【参考図書】

1) 『厚生労働白書』各年号

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/index.html



2) 厚生労働省編『子ども虐待対応の手引き』平成25年改定

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf



3) こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」令和5年4月5日

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf



4) こども家庭庁「子ども・子育て支援制度」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>



スクーリング

▶ 仙台・オンデマンド開講分 君島 昌志

▶ 新潟開講分 千葉 伸彦

■ スクーリング留意事項

児童虐待やDVに関する事柄、養子縁組等の出自に関する解説やDVDの視聴があります。

スクーリングでは無理に聴講、視聴しないようにしてください。当日、事前に事務局に伝えてください。授業中、一時退席してもかまいません。

■スクーリングで学んでほしいこと

どんな時代でも必ず子どもはいました。どんな大人でも必ず子ども時代がありました。

当たり前のことなのですが、子どもの人権や権利が考えられるようになってきたのはおよそ120年前からです。人類の長い歴史、日本人の長い歴史のなかではつい最近のことといってもよいかもしれません。

この講義ではどうしても児童家庭福祉に関する法律や制度の概要を説明することが多くなりますが、そのなかで子どもの「最善の利益」とは何か、ということを中心に考えながら学んでほしいと思います。最善の利益とは言い換えれば「子どもにとってどうか」「子どもにとって一番よい方法はなにか」ということです。

子どもの人権や権利をどう捉え、どう守っていくか、子どもの主体性を尊重するということはどういうことか、そのために必要な法律や制度は何か、という順番で考えてみてください。

■講義内容

| 回数 | テーマ | 内容 |
|----|--|--|
| 1 | 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境 少子化問題と次世代育成支援 | 少子化の要因、少子化対策、子育て家庭の変容、子育ての不安、ワーク・ライフ・バランスなど |
| 2 | 児童福祉の歴史（日本・欧米） 児童の定義、権利保障 | 我が国および諸外国における、児童に対する施策の歴史的展開、権利保障の体系 |
| 3 | 児童福祉の法制度（1）組織・サービス、児童福祉法、児童・家庭福祉ソーシャルワーク | 国、地方公共団体、民間福祉事業の役割と機能、児童福祉法の理念、責務、定義、児童・家庭福祉ソーシャルワーク |
| 4 | 児童福祉の法制度（2）児童虐待の実態と対策 児童福祉の法制度（3）DV防止対策 | 児童虐待の定義、実態、防止施策、DVの定義、実態、防止施策、困難女性支援 |
| 5 | 児童福祉の法制度（4）要保護児童対策・非行少年への対応 | 要保護児童の実態と支援の枠組み、非行少年に対する児童福祉、少年司法 |
| 6 | 児童福祉の法制度（5）ひとり親家庭への支援 児童福祉の法制度（6）子どものいる貧困家庭への支援 | ひとり親家庭の定義、実態、支援、貧困の定義、実態、子どものいる貧困家庭への支援 |
| 7 | 児童福祉の法制度（7）障害児 児童福祉の法制度（8）社会的養護の必要な児童 | 障害をもつ児童やその家族に対する施策、社会的養護の体系（施設・里親） |
| 8 | 児童福祉の法制度（9）母子保健、子育て支援 | 母子保健制度の体系、子育て支援 |
| 9 | スクーリング試験 | |

※オンデマンド・スクーリングでは、上記の講義内容と異なる場合があります。

■講義の進め方

配付資料を中心にテキストを参考程度に使用します。

板書はスライドを投影します。

グループワーク、受講者どうしの対話は行いません。

■スクーリング評価基準

通信機器以外すべて持ち込み可とします。

児童の権利保障の捉え方について理解を問います。

スクーリングで学んだことと自分自身の実践や日常生活と結びつけて論じることも良しとします。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10時間）

教科書のなかで自分の興味・関心のあるところを読んできてください。

■スクーリング事後学習（学習時間の目安：20～25時間）

配付された資料や教科書に目を通して、復習してください。

レポート学習にも取り組んでください。

レポート学習

■在宅学習 15のポイント

| 回数 | テーマ | 学習内容・キーワード | 学びのポイント |
|----|----------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 子どもを取り巻く社会環境 | 社会や子育て家庭の変容、働き方の変化 | 少子化社会、少子化対策の理解、男女共同参画社会の理解 |
| 2 | 子どもの権利保障 | 児童の最善の利益、受動的権利、能動的権利 | 権利保障の変遷、権利の捉え方の理解 |
| 3 | 子ども家庭福祉の発展過程 | 「子ども」とはなにか、保護、育成 | 諸国や時代による子ども観の違い |
| 4 | 子ども家庭福祉の基本的な法律 | 児童福祉法と関連法 | 各法における児童の定義、目的、制定の背景 |
| 5 | 行政のしくみ | 国と地方公共団体の役割 | 国の役割、都道府県、市町村の役割 |
| 6 | 児童福祉施設 | 施設の種別、目的 | 対象児童の状況、援助、専門職の役割 |
| 7 | 非行少年への対応 | 少年法、犯罪少年、触法少年、特定少年 | 家庭裁判所の機能、保護処分の種類 |
| 8 | 障害児への支援 | 障害者総合支援法、手帳制度 | 障害の種別、サービス利用 |
| 9 | 子育て支援・児童健全育成 | 育児不安、子どもの成長・発達、保護者支援 | 地域子育て支援事業、児童健全育成 |
| 10 | 母子保健 | 母子保健法、こども家庭センター | 母子保健法にもとづく事業、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 |
| 11 | ひとり親家庭 | 母子家庭、父子家庭、自立促進 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の定義 |
| 12 | 子どもの貧困対策 | 子どもの貧困解消法、生活保護法 | 相対的貧困、貧困の連鎖、学習、生活支援 |
| 13 | 児童虐待防止 | 児童虐待防止法、定義、児童福祉法 | 各法による定義、対応の法的根拠、児童相談所、市町村の役割、被害児童の保護 |
| 14 | DV防止 | DV防止法、定義、暴力のサイクル、保護命令、困難女性支援 | 関係機関の対応と連携、被害者の保護 |

| | | | |
|----|---------|-------------------------|---------------------|
| 15 | いじめ・不登校 | いじめ防止対策推進法、スクールソーシャルワーク | いじめの現状と対応、不登校の現状と対応 |
|----|---------|-------------------------|---------------------|

■レポート課題

| | |
|-------|---|
| 1 単位め | 「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。 |
| 2 単位め | 課題名「子ども虐待の現状と対策」 日本における子ども虐待の現状とその対策について述べよ。 |

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス

【1 単位めアドバイス】

教科書をよく読み、「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

【2 単位めアドバイス】

レポート作成について

- ・定義や対策の根拠となる法律を示しながらまとめてください。
- ・相談件数のデータは過去3年以内のものを引用してください。
- ・報道された事例は自分自身が強く印象に残ったものでかまいません。
- ・箇条書きではなく、考察しながら論述してください。

科目修了試験

■評価基準

- ・本科目全体の内容についての理解を問います。
- ・問題の題意に適しているかどうかを問います。
- ・解答字数は、800字以上を基準といたします。